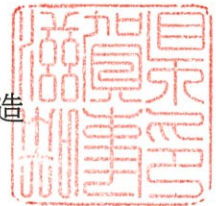




滋 循 第 1 2 2 号
令和 7 年(2025 年)5 月 12 日

滋賀県環境審議会
会長 清水 芳久 様

滋賀県知事 三日月 大造



第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進
計画について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 第 1 項で、都道府県は区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないとされており、本県では令和 3 年 7 月に貴審議会の答申を受けて「第五次滋賀県廃棄物処理計画」（計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度）を策定し、廃棄物の発生抑制や再使用の取組強化およびリサイクルの推進、適正処理の徹底に努めてきたところです。

このような中、国においては、令和 6 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、資源を効率的、循環的に利用する経済活動である循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略にすることが明記されたところです。

このような状況を踏まえ、新たに令和 12 年度を目標年度とする次期廃棄物処理計画を策定することとし、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条第 1 項で、都道府県は区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされており、本県では令和 3 年 3 月に「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定したところです。

このような中、国においては、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が令和 7 年 3 月に変更され、さらなる食品ロス削減の方針が示されたところであり、新たに令和 12 年度を目標年度とする次期食品ロス削減推進計画を策定することとし、貴審議会の意見を求めます。